

令和8年度学生と企業の交流事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月30日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和8年度学生と企業の交流事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度学生と企業の交流事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和9年2月26日まで
- (4) 概算予算額 総額3,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額の10/100以上の額
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)役務部門の業種「研修」又は「イベント」のいずれかに登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (5) 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和8年5月21日(木)

仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年5月11日(月)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年5月12日(火)午後5時までに 岡山市ホームページ上に掲載
企画提案書の提出	令和8年5月13日(水)～ 令和8年5月21日(木)午後5時まで（必着）
ヒアリングの実施	令和8年5月27日(水)頃
審査結果の通知	令和8年5月28日(木)頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和8年度学生と企業の交流事業業務委託」として、「令和8年度学生と企業の交流事業業務委託企画競争に係る質問書（様式3）」を岡山市創業支援・雇用推進課へ提出すること。

E-mail：koyousuishin@city.okayama.jp

※送信後は必ず電話（直通：086-803-1315）により受信の確認を行うこと。

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市創業支援・雇用推進課宛に、持参又は「令和8年度学生と企業の交流事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留で郵送すること。

（2）提出書類

ア 企画競争参加申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式2-1から様式2-7まで）

（ア）用紙は原則としてA4版、縦置き、横書き、左綴じ、両面印刷とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。

（イ）仕様書に定める各業務の実施方法を具体的に記載すること。

（ウ）企画提案書は表紙等も含め、20ページ以内（文字フォントサイズ10.5ポイント以上）に収め、ページ番号を付けること。なお、表紙には企画提案内容を記載しないこと。

（エ）人員配置（様式2-2-①）については、どのような体制及び人員で実施する

のか、体制図を作成すること。なお、業務責任者及び窓口担当者については、氏名、所属、役職、担当業務を記載すること。

(オ) 経費の積算表(様式2-7)の作成に当たっては、仕様書(案)及び提案を満たす必要経費を適切に計上すること。記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記載し、合計金額を明記すること。

ウ 有料職業紹介事業許可証の写し

(3) 提出部数

ア 企画競争参加申請書(様式1) 1部

イ 提案書

(ア) 正本(社名、代表者印のあるもの) 1部

(イ) 副本(社名、代表者印のないもの) 5部

※審査の公平性の観点から、社名を記載しないこと。

(ウ) 副本の電子ファイル 1部

記録媒体は、USBフラッシュドライブ(USBメモリ)等とする。なお、マイクロソフトオフィス2019で閲覧可能なファイルとすること。

ウ 有料職業紹介事業許可証の写し 1部

(4) 注意事項

ア 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。

イ 仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。

エ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

オ 参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届(様式4)を岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課雇用推進係に持参すること。

カ 企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとすること。

8 企画提案書記載項目

(1) 提案の基本的な考え方及び事業全体の実施体制について

ア 提案の基本的な考え方及び人員配置及び情報管理体制(様式2-2-①)

イ 類似業務の過去5年間(令和3年度以降)の実績(様式2-2-②)

(2) 事業実施スケジュールについて(様式2-3)

(3) 学生向けイベントの企画・運営について(様式2-4)

(4) 参加企業募集について(様式2-5)

(5) 参加者募集(広報周知)について(様式2-6)

(6) 経費の積算表(様式2-7)

9 特定方法等

(1) 審査体制

産業観光局事務事業委託審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最

適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

ア 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

イ 委員会は、評価基準をもとに 100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

ウ 委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとする。

エ 得点が同点の場合は、「(4) 評価基準」の「事業の内容」において得点が上位の者を特定する。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき15分以内とし、その後、委員会の委員が質問を行う。詳細な日時、場所については後日知らせる。

(4) 評価基準

別紙「令和8年度学生と企業の交流事業業務委託企画提案書評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提案者がヒアリングに出席しない場合

カ 見積額が概算予算額を超過している場合

キ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課（岡山市役所本庁舎5階）担当：藤井
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1315
FAX：(086)803-1738
E-mail：koyousuishin@city.okayama.jp